消 防 予 第 512 号
消 防 危 第 257 号
令和８年 11 月 27 日

各都道府県消防防災主管部長
各 消 防 本 部 消 防 長
非常備町村消防防災主管部局長
殿

消 防 庁 予 防 課 長
消防庁危険物保安室長
（ 公 印 省 略 ）

令和八年熊本地震に対応した消防法令の運用について（通知）

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和８年政令第 260 号）の公布・施行を踏まえた消防法令に存続期間の定めのある権利利益及び履行期限の定めのある義務の取扱いについては、「「令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」の公布・施行に伴う消防法令の運用について（通知）」（令和８年８月 10 日付け消防予第 368 号・消防危第 195 号。以下「特定非常災害通知」という。）で通知したところですが、令和８年 11 月 28 日以後、消防法令に基づく各種制度については、下記のとおり取り扱うことが適当であることから通知します。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

１　消防法令に履行期限の定めのある義務（特定義務）

消防用設備等点検、防火対象物点検及び防災管理点検の結果の報告、消防設備士講習、甲種防火管理再講習、自衛消防業務再講習、防災管理再講習及び危険物取扱者保安講習の受講その他の消防法令に履行期限の定めのある義務で、その履行期限が令和８年７月 28 日以後に到来するもの（不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。）を問われるものに限る。以下「特定義務」という。）について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第 85 号。以下「特定非常災害法」という。）第４条第１項及び第２項の規定に基づき、特定義務の履行期限が令和８年７月 28 日から令和８年 11 月 26 日までに到来するものについては、令和８年 11 月 27 日までに履行された場合は、当該特定義務が令和８年熊本地震による被害（以下「地震被害」という。）により履行されなかったことについて、責任は問われないことを特定非常災害通知２（１）で示したところである。

令和８年 11 月 28 日以後、特定非常災害法に基づく免責とならないものについては、地震被害の影響等を勘案の上、弾力的に対応されたいこと。例えば、消防設備士講習及び危険物取扱者保安講習の受講期限については、受講期限を迎える者が地震被害の被災者となったこと等により講習

の受講が困難であると認められる場合には、それぞれ「消防設備士免状の返納命令に関する運用基準」（平成12年３月24日付け消防予第67号）第三６(4)及び「危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準」（平成３年12月19日付け消防危第119号の別添）第３、４（４）の規定により、違反点数の計上に関して適切に対処されたいこと。

ただし、消防設備点検資格者、防火対象物点検資格者及び防災管理点検資格者の免状の交付を受けている者の再講習並びに危険物施設の保安検査については、特定非常災害通知２（２）で示したとおりの取扱いによること。

２　地震被害を受けた消防用設備等における消防法令に基づく点検等

地震被害を受け、又は受けたおそれのある防火対象物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該防火対象物の使用開始に際し、当該防火対象物に設置されている消防用設備等について、できる限り迅速に点検し、その作動状況等の確認を行うとともに、点検により異常が認められた場合には、早急に改修等を行うよう指導されたいこと。この際、以下の事項に留意すること。

(1) 点検の結果、異常が認められた消防用設備等について改修を行う場合は、その内容に応じて、消防法令の規定に基づき消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び工事整備対象設備等着工届出書が必要となるが、その取扱い等については「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」（平成９年12月５日付け消防予第192号）によられたいこと。

(2) 上記(1)により消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び工事整備対象設備等着工届出書が必要となる場合、当面、これらの届出の際に添付する設計に関する図書等については簡易なものとし、詳細については後日別途提出を求めるものとして取り扱って差し支えないこと。

(3) 異常が認められた消防用設備等の改修が終了しない間に、やむを得ず当該防火対象物の使用を開始する場合にあっては、防火管理の一層の徹底を図るとともに早急に改修等を行うよう指導されたいこと。

（問い合わせ先）
消防庁予防課
担当：菅村、菅
TEL：03-5253-7523
Mail：yobo@soumu.go.jp

消防庁危険物保安室
担当：今井、池田
TEL：03-5253-7524
Mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp